

令和5年4月

さいたま市農業委員会月例総会議事録

開催年月日	令和5年4月18日(火)		開催場所	ときわ会館5階 小ホール		
開会時刻	午前9時30分		閉会時刻	午前11時10分		
出席状況	議席番号	氏名	出・欠	議席番号	氏名	出・欠
	1	高崎 定一	出席	12	山本 博行	出席
	2	濱野 武雄	出席	13	浅子 幹夫	出席
	3	小島 道隆	出席	14	石川 幸利	出席
	4	細沼 和明	出席	15	関根 光一	出席
	5	関口 正夫	出席	16	高松 佳子	出席
	6	西形 知行	出席	17	西澤 初男	出席
	7	石井 栄寿	出席	18	横山 敏夫	出席
	8	小山 吉男	出席	19	杉山 起司	出席
	9	小泉 孝行	出席	20	中山 幸光	出席
	10	井原 勇司	出席	21	小林 勝一	出席
	11	本田 敏一	出席			
事務局	事務局長	星野 公男	農地調整課課長補佐兼農地調整係長	北村 経史	農地調整課主事	押野 岳大
	事務局次長	酒井 利和	農業振興課課長補佐兼農業振興係長	桑原 和也		
	農業振興課長	石川 秀徳	農業振興課主査	野口 剛誉		
	農地調整課長	高橋 潔	農地調整課主事	藤田 亮輔		
議案	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について				
	議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について				
	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について				
	議案第4号	農用地利用集積計画の決定について				
	議案第5号	生産緑地に係る農業従事状況の認定について				
	議案第6号	租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願について				
	議案第7号	相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について				
	議案第8号	相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認について				
	議案第9号	農地中間管理事業の促進に関する法律第19号第3項の規定による農地利用配分計画(案)に対する意見について				
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法第3条の3の規定による届出について</li> <li>・農地法第4条第1項第8号の規定による届出について</li> <li>・農地法第5条第1項第7号の規定による届出について</li> <li>・農地法第6条第1項の規定による報告(農地所有適格法人)について</li> <li>・農地法第18条第6項の規定による解約通知について</li> <li>・2a未満農業用施設の届出について</li> <li>・農地法第5条許可の取消について</li> </ul>					

<p>1 開 会 本田会長職務代理者</p> <p>事 務 局 本田会長職務代理者</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のためにお願いしておりました「マスク着用の上での発言」については、厚生労働省から令和5年3月13日以降は個人の判断が基本となる旨の発表がありましたが、発言の際には引き続きマスク着用のご協力をお願いいたします。</p> <p>次に、議事進行については引き続き議案説明を省略し、補足などがある場合に限り説明をお願いいたします。複数の案件を担当する委員の方におかれましては、すべての案件をひとまとめにするのではなく、1案件ずつお願いいたします。</p> <p>また、審議中30分に一度事務局職員が部屋の換気を行いますので、皆さんの御理解、御協力をお願いいたします。</p> <p>発言の際には引き続きマイクを使用しての進行とさせていただいております。議案説明の際は、事務局職員がマイクを消毒した上で発言者にお渡しいたしますが、会場が狭小であることから座席の前からお渡しすることをご了承ください。</p> <p>尚、日頃からお願いしておりますが、説明における個人情報の取り扱いには十分注意していただくようお願いいたします。</p> <p>最後になりますが、本日の傍聴人は3名です。</p> <p>傍聴人3名の入室を求めます。</p> <p>傍聴人3名の入室を認めます。</p>
<p>2 会議成立の報告 本田会長職務代理者</p>	<p>月例総会成立の報告をいたします。</p> <p>農業委員21名中、出席委員は21名です。「さいたま市農業委員会会議規則第6条」の規定による過半数の要件を満たしております。よって、本会は成立しています。</p>
<p>3 署名委員の指名 本田会長職務代理者</p>	<p>議事録署名委員として、 議席番号12番 山本 委員 議席番号15番 関根 委員 を指名します。よろしくお願いいたします。</p>

<p>4 議案審議</p> <p>議 長</p>	<p>それでは議案審議に入らせていただきます。 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について審議いたします。</p> <p>番号1番、植水地区、小島委員、議案説明をお願いいたします。</p>
<p>小 島 委 員</p>	<p>番号1番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、植水中学校の南東300mに位置する水田の広がる地域の現況畑です。 通作距離は、2.4kmです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外に耕作している農地はございません。農機具等は今後購入予定でございます。 作付計画は、ダイコン、ネギの予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号2番、馬宮地区、杉山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
<p>杉 山 委 員</p>	<p>番号2番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、馬宮西小学校の南東①800m②900mに位置する、水田の広がる地域の田です。 通作距離は、①4.7km②5.2kmです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、水稻、サトイモの予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号3番、日進地区、山本委員、議案説明をお願いいたします。</p>
<p>山 本 委 員</p>	<p>番号3番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、西区役所の北東500mに位置する、住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は、500mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、ネギの予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号4番、片柳地区、小山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
<p>小 山 委 員</p>	<p>番号4番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、片柳中学校の南東1.8kmに位置する、住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は、11.3kmです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、サトイモ、ハクサイの予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号5番、野田地区、横山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
横 山 委 員	<p>番号5番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、野田小学校の北西600mに位置する、住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は、800mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、ネギ、サトイモの予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 以上で、説明が終わりました。ご質問のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
関 口 委 員	<p>番号1番について伺います。作付計画はダイコン、ネギとなっておりますが、申請地の地目は田で間違いないのでしょうか。</p>
小 島 委 員	<p>議案書には登記簿上の地目を記載しております。申請地につきましては現況畑となっております。</p>
西 形 委 員	<p>番号1番について伺います。これまでは農家資格がなければ農地の購入はできなかったと思いますが、法改正により農家資格がなくても農地を購入することが可能になったということよろしいでしょうか。</p>
事 務 局	<p>その通りでございます。</p>
石 川 委 員	<p>番号2番について伺います。売買価格について教えていただけますでしょうか。</p>
事 務 局	<p>個人情報になりますので回答を控えさせていただきます。</p>
議 長	<p>他にございますでしょうか。 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。  議案第1号について、賛成の委員の方、挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議 長	<p>総員賛成でありますので、許可することと決定いたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について審議いたします。</p> <p>番号1番、植水地区、小島委員、議案説明をお願いいたします。</p>
小 島 委 員	<p>番号1番についてご説明いたします。  申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  農振法は、農用地区域外です。  申請地は、市民医療センターの北東300mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。  転用目的は、貸駐車場です。  申請理由は、近隣住民からの要望により貸駐車場として利用するためです。  その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  周辺農地へは、既設コンクリートブロック5段積及び新設コンクリートブロック1～3段積により、被害を及ぼさない計画です。  以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。  続きまして、番号2番、番号3番、指扇地区、石川委員、議案説明をお願いいたします。</p>
石 川 委 員	<p>番号2番についてご説明いたします。  申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  農振法は、農用地区域外です。  申請地は、北部配水場の北東380mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。  転用目的は、貸駐車場です。  申請理由は、近隣企業及び近隣住民からの要望により貸駐車場として利用するためです。  その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  周辺農地へは、既存コンクリートブロック2段積、高さ1.0mの既存ネットフェンス及び高さ0.1mの新設マウントアップにより、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>続きまして、番号3番についてご説明いたします。  申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  農振法は、農用地区域外です。  申請地は、さいたま市西消防署の南東60mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。  転用目的は、貸駐車場です。  申請理由は、近隣企業からの要望により貸駐車場として利用するためです。  その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  周辺農地へは、高さ0.2mの既設擁壁、高さ0.8mの既設フェンス及び高さ0.3mの新設土留めにより、被害を及ぼさない計画です。  以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。  続きまして、番号4番、大門地区、石井委員、議案説明をお願いいたします。</p>

石井委員	番号4番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農振農用地です。 申請地は、市立大門小学校の南西770mに位置する農振農用地です。 転用目的は、営農型太陽光パネルです。 申請理由は、既に一時転用許可を受けた営農型太陽光パネルの下部において、苗木等の生産を行っているが、順調に生育し、今後も安定的な生産が見込まれることから、新たに更新するためです。 下部農地栽培品目は、アジサイ、マホニア、ガマズミを作付けする予定です。 一時転用で、期間は3年の計画です。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。 続きまして、番号5番、慈恩寺地区、中山委員、議案説明をお願いいたします。
中山委員	番号5番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立桜山中学校の西480mに位置し農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。 転用目的は、貸駐車場です。 申請理由は、近隣住民からの要望により貸駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、新設コンクリートブロック3段積により、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。 以上、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。
高松委員	番号4番について伺います。今回は営農型太陽光パネルの更新の申請ですが、これまで周辺農地の耕作者等から苦情等はありませんでしたでしょうか。
石井委員	苦情等は聞いておりません。
議長	ありがとうございました。 他にございますでしょうか。 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。  議案第2号について、賛成の方の挙手を求めます。
各委員	— 総員賛成 —
議長	総員賛成でございます。 議案第2号について、許可することと決定いたします。

議 長	<p>続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について審議します。</p> <p>番号1番から番号3番、馬宮地区、杉山委員、議案説明をお願いします。</p>
杉 山 委 員	<p>番号1番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、市立土屋中学校の南西380mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。</p> <p>転用目的は、自己用住宅です。</p> <p>申請理由は、現在、賃貸住宅に居住しているが、手狭であることから、母（義母）所有の土地に自己用住宅を建築するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、既設コンクリートブロック5～6段積、高さ0.6mの既設フェンス、新設コンクリートブロック4～5段積、高さ0.6～0.8mの新設フェンス及び高さ0.1～0.2mの新設柵板土留により、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>続きまして、番号2番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、県立大宮光陵高等学校の南西880mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。</p> <p>転用目的は、資材置場及び駐車場です。</p> <p>申請理由は、現在、市内で建設業を営んでいるが、既存の資材置場及び駐車場の返却を求められたことから、申請地を新たな資材置場及び駐車場として利用するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、新設コンクリートブロック3～4段積及び高さ1.0mのメッシュフェンスにより、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>続きまして、番号3番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、市立馬宮西小学校の南500mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。</p> <p>転用目的は、田畑転換の農地改良です。</p> <p>申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。</p> <p>作付計画は、キャベツを作付けする予定です。</p> <p>一時転用で、期間は2か月を見込んでおります。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号4番から番号6番、指扇地区、石川委員、議案説明をお願いします。</p>

石川委員

番号4番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農振農用地です。  
申請地は、北部配水場の北500mに位置する農振農用地です。  
転用目的は、水田改良の農地改良です。  
申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。  
作付計画は、水稻を作付けする予定です。  
一時転用で、期間は6か月を見込んでおります。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。

続きまして、番号5番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農用地区域外です。  
申請地は、秋葉の森総合公園の北150mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の割合が40%を超える第3種農地です。  
転用目的は、駐車場です。  
申請理由は、現在、市内に居住しているが、自己用の駐車場を有していないことから、申請地を新たな駐車場として利用するためです。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  
周辺農地へは、新設レンガ5段積及び新設コンクリートブロック2段積により、被害を及ぼさない計画です。

続きまして、番号6番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農用地区域外です。  
申請地は、県立大宮北特別支援学校の南東710mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。  
転用目的は、資材置場及び駐車場です。  
申請理由は、現在、市内で建設業を営んでいるが、既存の資材置場及び駐車場の返却を求められたことから、申請地を新たな資材置場及び駐車場として利用するためです。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  
周辺農地へは、高さ3.0mの仮設鋼板により、被害を及ぼさない計画です。  
以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。  
続きまして、番号7番、番号8番、三橋地区、山本委員、議案説明をお願いいたします。

山本委員

番号7番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農用地区域外です。  
申請地は、三橋総合公園の東250mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。  
転用目的は、自己用住宅です。  
申請理由は、現在、賃貸住宅に居住しているが、手狭であることから、父所有の土地に自己用住宅を建築するためです。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  
周辺農地へは、高さ0.1mの既設土留め及び新設コンクリートブロック2段積により、被害を及ぼさない計画です。



続きまして、番号8番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農用地区域外です。  
申請地は、埼玉県警察本部交通機動隊の東300mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。  
転用目的は、仮設事務所及び駐車場です。  
申請理由は、近隣にある事務所を建替えることに伴い、一時的に業務を行う場所や駐車場が必要となることから、申請地を一時的に仮設事務所及び駐車場として利用するためです。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  
周辺農地へは、高さ1.8mの新設ガードフェンス及び高さ1.3mに新設キャストターゲットにより、被害を及ぼさない計画です。  
一時転用で、期間は10か月の計画です。  
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議

長

ありがとうございました。  
続きまして、番号9番から番号11番、片柳地区、小山委員、議案説明をお願いいたします。

小 山 委 員

番号9番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農用地区域外です。  
申請地は、見沼消防署の北西240mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。  
転用目的は、道路（宅地分譲開発道路）です。  
申請理由は、建売住宅（8棟）を計画しているが、申請地を道路とすることにより、車両の通行上、有効な開発計画とするためです。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  
周辺農地へは、新設U字溝により、被害を及ぼさない計画です。

続きまして、番号10番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農振農用地です。  
申請地は、大宮聖苑の北東300mに位置する、見沼田圃内の農振農用地です。  
転用目的は、田畑転換の農地改良です。  
申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。  
作付計画は、エダマメを作付けする予定です。  
一時転用で、期間は6か月を見込んでおります。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。

続きまして、番号11番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農振農用地です。  
申請地は、大宮聖苑の北東300mに位置する、見沼田圃内の農振農用地です。  
転用目的は、田畑転換の農地改良です。  
申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。  
作付計画は、ハウレンソウを作付けする予定です。  
一時転用で、期間は6か月を見込んでおります。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議

長

ありがとうございました。  
続きまして、番号12番、大久保地区、高崎委員、議案説明をお願いいたします。

高 崎 委 員	<p>番号12番についてご説明いたします。  申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  農振法は、農用地区域外です。  申請地は、大久保浄水場の東590mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。  転用目的は、自己用住宅です。  申請理由は、現在、市内の実家に居住しているが、手狭であることから、父所有の土地に自己用住宅を建築するためです。  その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  周辺農地へは、既設コンクリートブロック6段積により、被害を及ぼさない計画です。  以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。  続きまして、番号13番、新和地区、小泉委員、議案説明をお願いいたします。</p>
小 泉 委 員	<p>番号13番についてご説明いたします。  申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  農振法は、農用地区域外です。  申請地は、市立新和小学校の南東2.7kmに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達してる区域に近接する第2種農地です。  転用目的は、駐車場です。  申請理由は、現在、市内で自動車整備業を営んでいるが、業務拡大に伴い既存の駐車場が手狭であることから、申請地を新たな駐車場として利用するためです。  その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  周辺農地へは、既設コンクリートブロック7段積及び高さ1.1～1.6mの新設コンクリート擁壁により、被害を及ぼさない計画です。  以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。  続きまして、番号14番から番号16番、慈恩寺地区、中山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
中 山 委 員	<p>番号14番についてご説明いたします。  申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  農振法は、農用地区域外です。  申請地は、市立桜山中学校の西80mに位置する道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。  転用目的は、駐車場です。  申請理由は、現在、市内で保育園を運営しているが、既存の駐車場が手狭であることから、申請地を新たな駐車場として利用するためです。  その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  周辺農地へは、高さ1.8mの既設ネットフェンス及び高さ0.2mの新設マウンタップにより、被害を及ぼさない計画です。</p>

続きまして、番号15番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農用地区域外です。  
申請地は、市立慈恩寺小学校の西290mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。  
転用目的は、資材置場及び駐車場です。  
申請理由は、現在、県外で足場リース業を営んでいるが、既存の資材置場及び駐車場の返却を求められたことから、申請地を新たな資材置場及び駐車場として利用するためです。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  
周辺農地へは、新設コンクリートブロック3～6段積及び高さ1.5mの新設ネットフェンスにより、被害を及ぼさない計画です。

続きまして、番号16番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農用地区域外です。  
申請地は、市立慈恩寺中学校の北120mに位置する、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。  
転用目的は、資材置場です。  
申請理由は、現在、市内で運送業を営んでいるが、既存の資材置場が手狭であることから、申請地を新たな資材置場として利用するためです。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  
周辺農地への影響ですが、新設コンクリートブロック5段積により、被害を及ぼさない計画です。  
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長	ありがとうございました。 以上で説明が終わりました。ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。
浅 子 委 員	番号10番について伺います。作付の計画が自作でエダマメを作付けする予定とのことですが、経験はあるのでしょうか。
小 山 委 員	隣地を耕作している法人の協力のもと作付けする予定でございます。
井 原 委 員	番号5番について伺います。申請理由が自己用の駐車場とのことですが、車検証の写しの添付はございますでしょうか。
事 務 局	車検証の写しの添付がございます。
西 形 委 員	番号4番について伺います。今回の申請理由が水田改良となっておりますが、施工計画について説明をお願いいたします。
石 川 委 員	道路面から30cm盛土し、陸田とする計画でございます。
議 長	ありがとうございました。 他にございますでしょうか。 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第3号について、賛成の方の挙手を求めます。
各 委 員	— 総 員 賛 成 —
議 長	総員賛成でございます。 議案第3号について、許可することに決定いたします。

議 長	<p>ここで傍聴人が、1名追加となり4名となりましたので報告いたします。続きまして、議案第4号、農用地利用集積計画の決定について審議いたします。</p> <p>先に番号26番を審議いたします。 この案件は、小泉委員の関係案件です。農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当する案件ですので、先に審議いたします。</p> <p>小泉委員は審議終了まで退出をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">— 小 泉 委 員 退 席 —</p>
議 長 事 務 局	<p>番号26番について、事務局より議案説明をお願いいたします。</p> <p>番号26番についてご説明いたします。 賃借権の再設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、水稻です。 申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は660mです。 特に問題はないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 説明が終わりました。質問等のある方は、挙手をお願いいたします。質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第4号、番号26番について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議 長	<p>総員賛成でございますので、議案第4号、番号26番について、原案どおり意見決定することといたします。</p> <p>それでは、小泉委員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: center;">— 小 泉 委 員 入 室 —</p>
議 長	<p>引き続き議案審議に入ります。</p> <p>番号1番から番号6番、指扇地区、石川委員、議案説明をお願いいたします。</p>

石川委員

番号1番についてご説明いたします。  
賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、飼料作物です。  
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は360mです。  
特に問題はないものと思われま

続きまして番号2番についてご説明いたします。  
使用賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、飼料作物です。  
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は700mです。  
特に問題はないものと思われま

続きまして番号3番についてご説明いたします。  
賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、飼料作物です。  
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は2.2kmです。  
特に問題はないものと思われま

続きまして番号4番についてご説明いたします。  
賃借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、葉物です。  
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は3.0kmです。  
特に問題はないものと思われま

続きまして番号5番についてご説明いたします。  
賃借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、葉物です。  
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は3.1kmです。  
特に問題はないものと思われま

		<p>続きまして番号6番についてご説明いたします。  賃借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  作付計画は、葉物です。  申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は3.0kmです。  特に問題はないものと思われます。  以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。  続きまして、番号7番、日進地区、山本委員、議案説明をお願いいたします。</p>
山本委員		<p>番号7番についてご説明いたします。  賃借権の新規設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  作付計画は、飼料作物です。  申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は3.4kmです。  特に問題はないものと思われます。  以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。  続きまして、番号8番、大砂土地区、細沼委員、議案説明をお願いいたします。</p>
細沼委員		<p>番号8番についてご説明いたします。  使用賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。  特に問題はないものと思われます。  以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。  続きまして、番号9番から番号11番、七里地区、西澤委員、議案説明をお願いいたします。</p>
西澤委員		<p>番号9番についてご説明いたします。  使用賃借権の新規設定2年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。  特に問題はないものと思われます。</p> <p>続きまして、番号10番についてご説明いたします。  賃借権の再設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  作付計画は、クワイです。  申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は5.2kmです。  特に問題はないものと思われます。</p>

	<p>続きまして、番号11番についてご説明いたします。          使用貸借権の再設定1年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。          譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。          また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。          作付計画は、エダマメです。          申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は6.4kmです。          特に問題はないものと思われます。          以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。          続きまして、番号12番から番号15番、片柳地区、小山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
<p>小 山 委 員</p>	<p>番号12番についてご説明いたします。          賃借権の新規設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。          申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。          特に問題はないものと思われます。</p>
	<p>続きまして、番号13番についてご説明いたします。          賃借権の新規設定11か月の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。          譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。          また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。          作付計画は、水稻です。          申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は1.2kmです。          特に問題はないものと思われます。</p>
	<p>続きまして、番号14番についてご説明いたします。          賃借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。          譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。          また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。          作付計画は、植木です。          申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は3.5kmです。          特に問題はないものと思われます。</p>
	<p>続きまして、番号15番についてご説明いたします。          賃借権の再設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。          譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。          また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。          作付計画は、苗木です。          申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は1.4kmです。          特に問題はないものと思われます。          以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。          続きまして、番号16番から番号21番、木崎・三室地区、西形委員、議案説明をお願いいたします。</p>

西 形 委 員

番号16番についてご説明いたします。  
賃借権の新規設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。  
特に問題はないものと思われます。

続きまして、番号17番についてご説明いたします。  
使用貸借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。  
特に問題はないものと思われます。

続きまして、番号18番についてご説明いたします。  
使用貸借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、サトイモ、ネギです。  
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は1.4kmです。  
特に問題はないものと思われます。

続きまして、番号19番についてご説明いたします。  
賃借権の新規設定1年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、ネギ、サトイモ、ブロッコリーです。  
申請目的は、新規就農のためで、通作距離は4.0kmです。  
特に問題はないものと思われます。

続きまして、番号20番についてご説明いたします。  
賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。  
特に問題はないものと思われます。

続きまして、番号21番についてご説明いたします。  
賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
作付計画は、植木です。  
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は6.8kmです。  
特に問題はないものと思われます。  
以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議

長

ありがとうございました。  
続きまして、番号22番、尾間木地区、関口委員、議案説明をお願いいたします。



関口委員	<p>番号22番についてご説明いたします。          使用貸借権の再設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。          譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。          作付計画は、水稻です。          申請目的は、経営規模の維持のためで、通作距離は1.8kmです。          特に問題はないものと思われます。          以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。          続きまして、番号23番、野田地区、浅子委員、議案説明をお願いいたします。</p>
浅子委員	<p>番号23番についてご説明いたします。          賃借権の新規設定11か月の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。          譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりです。          作付計画は、トウガラシです。          申請目的は、経営規模の拡大のためで、通作距離は6.6kmです。          特に問題はないものと思われます。          以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。          続きまして、番号24番、番号25番、野田地区、横山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
横山委員	<p>番号24番についてご説明いたします。          使用貸借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。          譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。          作付計画は、ジャガイモ、ネギ、サトイモ、タマネギです。          申請目的は、一般法人による農業参入のためで、通作距離は880mです。          特に問題はないものと思われます。</p> <p>続きまして番号25番についてご説明いたします。          使用貸借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。          譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。          作付計画は、ジャガイモ、ネギ、サトイモ、タマネギです。          申請目的は、一般法人による農業参入のためで、通作距離は880mです。          特に問題はないものと思われます。          以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。          続きまして、番号27番、和土地区、濱野委員、議案説明をお願いいたします。</p>

濱野委員	<p>番号27番についてご説明いたします。  賃借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  作付計画は、植木、カボチャです。  申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は2.9kmです。  特に問題はないものと思われます。  以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。  続きまして、番号28番、川通地区、井原委員、議案説明をお願いいたします。</p>
井原委員	<p>番号28番についてご説明いたします。  使用賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  作付計画は、コマツナです。  申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は3.9kmです。  特に問題はないものと思われます。  以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>続きまして、番号29番、番号30番、河合地区、関根委員、議案説明をお願いいたします。</p>
関根委員	<p>番号29番についてご説明いたします。  使用賃借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  作付計画は、水稻です。  申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は4.1kmです。  特に問題はないものと思われます。</p>
議長	<p>続きまして番号30番についてご説明いたします。  賃借権の再設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  作付計画は、水稻です。  申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は1.1kmです。  特に問題はないものと思われます。</p> <p>ありがとうございました。  以上で説明が終わりました。  質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
小林委員	<p>番号13番及び23番について伺います。  ともに、新規設定の11ヶ月となっておりますが、11ヶ月と設定する理由が何かあるのでしょうか。</p>

小 山 委 員	番号13番についてお答えします。契約が11か月となっていると聞いております。
浅 子 委 員	番号23番についてお答えします。まずは、11か月の間で作付けを行い、順調に作付けができればその後、更新をする予定でございます。
議 長	ありがとうございました。 他にございますでしょうか。 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 番号26番を除く議案第4号について、賛成の方の挙手を求めます。
各 委 員	— 総 員 賛 成 —
議 長	総員賛成ですので、議案第4号について、原案どおり意見決定することといたします。

議 長	<p>続きまして、議案第5号、生産緑地に係る農業従事状況の認定について審議いたします。 番号1番、番号2番、大砂土地区、細沼委員、議案説明をお願いいたします。</p>
細 沼 委 員	<p>番号1番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書のとおりです。 従事者の死亡により、農業を継続することが不可能になったことに伴い、今回の認定申請となりました。 申請地は、現地調査の結果、農地として適正に管理されておりました。よって、主たる従事者として認定することに問題ないと思われます。</p> <p>続きまして番号2番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書のとおりです。 従事者の死亡により、農業を継続することが不可能になったことに伴い、今回の認定申請となりました。 申請地は、現地調査の結果、農地として適正に管理されておりました。よって、主たる従事者として認定することに問題ないと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号3番、木崎地区、西形委員、説明をお願いいたします。</p>
西 形 委 員	<p>番号3番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書のとおりです。 従事者の死亡により、農業を継続することが不可能になったことに伴い、今回の認定申請となりました。 申請地は、現地調査の結果、農地として適正に管理されておりました。よって、主たる従事者として認定することに問題ないと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>以上で説明が終わりました。 ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第5号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議 長	<p>総員賛成でございます。 議案第5号について、認定することと決定いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きますして、議案第 6 号、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受けるための適格者証明願について審議いたします。</p> <p>番号 1 番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧いただき、ご意見、ご質問、お気付きの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第 6 号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第 6 号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第7号、相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について審議いたします。</p> <p>番号1番から番号22番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧いただき、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います</p> <p>議案第7号の案件について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第7号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第 8 号、相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認について審議いたします。</p> <p>番号 1 番から番号 4 番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧いただき、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います</p> <p>議案第 8 号の案件について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第 8 号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第9号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について審議いたします。</p> <p>番号1番、大砂土地区、事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>議案書73ページの配分計画(案)の番号1番をご覧ください。</p> <p>こちらにつきましては、議案第4号番号8番の農地を10年間貸し付けることが適切か否かについてご審議いただくものでございます。 譲受人の農業経営につきましては、補足資料の74ページをご覧ください。 周辺の農地利用に及ぼす影響はないものと思われます。 以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号2番、片柳地区、事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>続きまして、議案書73ページの配分計画(案)の番号2番をご覧ください。</p> <p>こちらにつきましては、議案第4号番号12番の農地を6年間貸し付けることが適切か否かについてご審議いただくものでございます。 譲受人の農業経営につきましては、補足資料の75ページをご覧ください。 周辺の農地利用に及ぼす影響はないものと思われます。 以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号3番、三室地区、事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>続きまして、議案書73ページの配分計画(案)の番号3番をご覧ください。</p> <p>こちらにつきましては、議案第4号番号17番の農地を10年間貸し付けることが適切か否かについてご審議いただくものでございます。 譲受人の農業経営につきましては、補足資料の76ページをご覧ください。 周辺の農地利用に及ぼす影響はないものと思われます。 以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号4番、三室地区、事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>続きまして、議案書73ページの配分計画(案)の番号4番をご覧ください。</p>



<p>議 長</p>	<p>こちらにつきましては、議案第4号番号16番及び20番の農地を6年間及び10年間貸し付けることが適切か否かについてご審議いただくものでございます。</p> <p>譲受人の農業経営につきましては、補足資料の77ページをご覧ください。</p> <p>周辺の農地利用に及ぼす影響はないものと思われます。</p> <p>以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>各 委 員</p> <p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で説明が終わりました。</p> <p>ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第9号について、農業政策課に「意見なし」として回答してもよろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p> <p>総員賛成でございます。</p> <p>議案第9号について、本月例総会は「意見なし」として決定いたします。</p>

5 報告事項	
議 長	<p>本日の議案審議は、以上です。        続きまして、報告事項ですが、市街化区域の転用届等の報告事項につきまして事務局より説明がございます。</p>
	<p>事務局お願いいたします。</p>
事 務 局	<p>お手元の資料をご覧ください。        令和5年3月分報告事項です。</p>
	<p>農地法第3条の3の規定による届出でございます。</p>
	<p>農地法第4条第1項第8号の規定による届出でございます。</p>
	<p>農地法第5条第1項第7号の規定による届出でございます。</p>
	<p>農地法第6条第1項の規定による報告（農地所有適格法人）についてでございます。</p>
	<p>農地法第18条第6項の規定による解約通知でございます。</p>
	<p>2 a 未満農業用施設の届出でございます。</p>
	<p>農地法第5条許可の取消についてでございます</p>
議 長	<p>ありがとうございました。        意見等質問のある方は、挙手をお願いいたします。        ないようでございますので、その他に何かございますでしょうか。</p>
中 山 委 員	<p>昨年8月に命令を出した岩槻区裏慈恩寺の農地への違法盛土の件で、原状回復期限を過ぎても現地が一向に改善しないことについて、先月のこの場でも事務局から報告してもらいましたが、その後進捗があったか教えてください。</p>
事 務 局	<p>現地は命令を発令した当時から変わらず、現在も土砂が放置された状況でございますので、施工事業者に対して原状回復に向けて指導を継続しております。その中で、施工事業者も正規の手続きを踏んで土砂を搬出する意思を見せております。</p>
中 山 委 員	<p>原状回復されないままであれば、命令から一歩先に進むことも検討する必要があると思いますが、今後の見通しについて教えてください。</p>

事務局	<p>命令の期限を過ぎても原状回復がされない場合、警察への告発ができるということは、命令発令当初からご説明させていただいているとおりでございます。</p> <p>現在、告発状及び資料の完成に向けて岩槻警察署と協議中で、県や市の関係各課に協力を仰ぎながら準備を進めている状況です。正式な告発ということになれば、その是非について農業委員の皆さんに判断いただくこととなります。</p> <p>ただし、告発状が警察に受理され、仮に違反者が罰を受けることになったとしても、原状回復に至るものではないと思われます。</p>
西形委員	<p>告発した場合に警察から受理されない可能性はあるのでしょうか。また、仮に刑事罰が確定した際に、罰金等を払った後に、現地の是正が進まない等も考えられると思いますので、時期については慎重に見極める必要があると考えます。</p>
高松委員	<p>告発となると、行為者の特定など詳細な証拠資料を警察に対して提出する必要があります。また、刑事だけでなく民事でも追及される可能性がございます。</p>
議長	<p>他にございますでしょうか。</p> <p>ないようでございますので、閉会のご挨拶を、石川会長職務代理者よりお願いいたします。。</p>
6 閉会宣言 石川会長職務代理者	<p>本日は、長時間の審議ご苦労さまでした。</p> <p>これもちまして、令和5年4月、さいたま市農業委員会月例総会を閉会いたします。</p>